

令和4年度第2回松戸市  
公設地方卸売市場運営審議会  
会議録

日 時:令和4年11月10日(木)13時30分から14時30分まで

場 所:松戸市役所新館7階大会議室

## 1 出席者

### 【委員】

#### 学識経験者

島田 薫 委員、小林 弘明 委員、矢野 裕児 委員

#### 生産者及び消費者代表

高橋 治 委員、川村 博文 委員、後藤 淳子 委員、

落合 厚子 委員、桜井 哲司 委員

#### 市場関係者

松本 正徳 委員、藤田 寛 委員、正司 進 委員

芦田 恵一 委員、門倉 義和 委員

### 【説明者】

いちごマルシェ株式会社 栗田 和典 代表取締役社長

宮下 修 いちご株式会社特別顧問

松永 美樹 常務取締役

### 【事務局】

小川 哲也 経済振興部長、片桐 稔 消費生活課長、

斎藤 貴章 南部市場長、今井 悦匡 課長補佐、

霜崎 奈穂美 主任主事、石橋 卓也 主任主事

## 2 議 事

(1) 傍聴要領について

(2) 「公設南部市場のあり方」これまでの議論まとめ

(3) 耐震補強工事について

## 3 会議録

### 【事務局】

ただいまより、令和4年度第2回松戸市公設地方卸売市場運営審議会を開催いたします。開会にあたりまして、事務局から2点ほど、お願いがございます。

1点目ですが、本日の審議会は、新型コロナウイルス感染対策として、室内換気、消毒を実施するとともに、皆様にはマスクの着用をお願いしております。

2点目ですが、本日の審議会につきましては、会議録を作成するため、会議内容を録音させていただいております。ご了承ください。

それでは、始めに事務局を代表して、小川部長よりご挨拶を申し上げます。

### 【小川経済振興部長】

皆様、こんにちは。経済振興部長の小川でございます。開催にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、第2回松戸市公設地方卸売市場運営審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

5月に開催した審議会では、いちごマルシェ様のご協力のもと、委員の皆様と南部

市場の見学を行い、現状の施設や取り組みなどについて、実際にご覧になっていただいたところでございます。

本日は、約2年間にわたり、皆様と一緒に進めて参りました、将来の公設市場のあり方について、これまでの議論の内容や頂戴した意見などを整理致しましたので、ご報告させていただきたいと考えております。

また、今回も、耐震工事の結果報告について、施設会社のいちごマルシェ様からご説明していただく予定でございます。

引き続き積極的なご参加をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、皆様の益々のご健勝をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

### 【司 会】

それでは、審議会条例第6条第1項の規定に基づき、島田会長に議事を進めていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

### 【島田会長】

皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。50万人近い市民のいる松戸市の代表としてここに集まっている訳ですけれども、皆様の積極的なご発言でこの街をより良くしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに本日の会議の成立について、事務局から報告をお願いします。

### 【事務局】

本日の市場運営審議会の会議の成立についてご報告いたします。

本日は委員12名が出席しており、半数以上の出席であることから、運営審議会条例第6条第2項により開催可能であることを報告します。

### 【島田会長】

次に、会議の公開について確認をいたします。

松戸市情報公開条例では、審議会を原則公開としております。よって本日の審議会は公開となりますことをご了承ください。

また、会議の傍聴について、事務局より傍聴人の報告をお願いします。

### 【事務局】

本日の傍聴の申し出について報告します。傍聴の申し出は2名です。

傍聴要領の規程に基づき、傍聴人は先着5名でございます。

### 【島田会長】

事務局から傍聴希望者が2名いるとの報告がありましたが、傍聴を許可致しますこ

とを皆様ご了承ください。よろしいでしょうか。

～了承～

ありがとうございます。それでは入室を許可致します。

～傍聴者入室～

では、議事に入りたいと思いますが、審議にあたりまして、私からお願いがございます。皆様のお手元にあります資料 2 の 14 ページをご覧ください。

ありがとうございます。これはすごく大事なところで、ここに南部市場の運営方法ということで真ん中辺りに南部市場の運営方法として「全国の公設卸売市場は、市場の建物が市の所有物であるのに対し、本市場は、民間の施設会社が土地、建物を所有しており、市は公設部分の建物を借り、卸売業者等に使用許可する、全国でも珍しい民設公営市場という特殊な形態で運営している。」これがポイントです。

この下に図がありますが、このオレンジ色になっている部分が、公設市場です。左側がいちごマルシェ様のエリアとなっております。

この二つの全く違う、民営と、市がやる公設部分が話し合っって仲良くなって、20年やってきました。

南部市場はその前の昭和 40 年代にスタートしているのですが、今ここで話し合いの機会を持ちましょうという、この審議会がスタートして 20 年になります。南部市場内で、この公設エリア、公設エリアというのは松戸市が運営するエリアですが、そこについて、様々なご意見を、皆様に言っていただく。

行政が運営している青果の流通について、幅広い視点で前向きなご意見をいただくというのが、この会議の目的でありますことをご理解いただきたいと思います。

では、はじめに議事 1、傍聴要領について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、お手元の A3 横長の資料、右上に資料 1 と書いてあります「松戸市公設地方卸売市場運営審議会傍聴要領（変更案）」をご覧ください。こちらについて、説明させていただきます。

右下のカッコ内がございますが、当「松戸市公設地方卸売市場運営審議会」は、「松戸市情報公開条例第 32 条」及び内部規則である「審議会等の会議の公開に関する要綱」、「松戸市公設地方卸売市場運営審議会傍聴要領」に基づき、公開されてきました。

このたび、令和 4 年 6 月に「審議会等の会議の公開に関する要綱」が、公開の仕方などについて、改めて定めることとなり、改正されました。

それにあわせ、現状の「松戸市公設地方卸売市場運営審議会傍聴要領」は簡易なものであるため、新たな「傍聴要領」を策定するため、審議していきたいと思っております。

変更案の条文にそって、説明していきます。まず、第 1 条は（趣旨）を定めており

ます。現状の要領では、根拠法令等が明記されておりませんでしたので、定義しております。内容としては、松戸市公設地方卸売市場運営審議会運営規則第7条の規定に基づき、審議会の傍聴に必要な事項を定めるものとしております。

第2条は（傍聴の手続き）を定めております。現状の要領では、受付時間や傍聴人数等についての具体的な数値がありませんでしたので、明記しております。傍聴を希望する方は、第1項、開催当日の30分前から10分前までに受付簿に氏名や住所等を記載すること、第2項、受付をした者は、係員の指定する場所で待機すること、第3項、傍聴者の入場は審議会会長の許可を得たうえで、係員が案内し、傍聴者はその指示に従うこと、第4項、傍聴人数は先着5人としております。

第3条は（入場の禁止）を定めております。現状の要領では、入場の禁止について定めがありませんでしたので、明記しております。会場に入ることが出来ない者として、(1) 酒気を帯びていると認められる者、(2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者(3) ほか、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者を定めております。

第4条は（傍聴者が守るべき事項）を定めております。こちらは、現状の要領にあるものに追加しております。(1) 会議中は静粛に傍聴し、拍手等により公然の可否を表明しないこと(2) 会場において発言をしないこと、こちらは追加事項でございます。(3) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと(4) 会場にて、飲食、飲酒または喫煙等をしないこと、(5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと、(6) そのほか会議の支障となる行為をしないこと等を定めております。

第5条以降は現状の要領に明記されていなかったため、新たに定めております。

第5条は（傍聴者の退場）、傍聴者は審議会が傍聴を認めないと定めた議題に対する審議会等を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならないこと、会議終了後は速やかに会場から退場しなければならないとしております。

第6条は（違反に対する措置）、傍聴者がこの要領に違反したときは、会長は傍聴者に対して必要な指示を行い、傍聴者が指示に従わない場合は、退場させることが出来るとしています。

第7条は（傍聴者への資料の配布等）、審議会に対する会議資料は、松戸市個人情報公開条例第7条各号の情報以外について、傍聴者の閲覧に供し、または傍聴者に提供するものとしています。

第8条は（報道関係者の傍聴）、報道関係者の傍聴についてもこの要領を準用します。

第9条は、(準用)、この要領は、審議会等の会議の公開に関する要綱に準用します。

第10条は(その他)、この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるとしています。

条文としては、以上でございます。

主な変更点としては、第2条の（傍聴の手続き）にあります傍聴の受付時間を当日の30分前から10分前にしたこと、傍聴は先着5人とすること、第4条の会議中は発言しないこと、第5条の審議会の内容によっては退場しなければいけないこと、会議

終了後は速やかに退場すること、第7条の傍聴者へ会議資料を閲覧かまたは配布することを定めたことなどです。

なお、今回の「松戸市公設地方卸売市場運営審議会傍聴要領」の改正は、先の「審議会等の会議の公開に関する要綱」の改正にあわせ、全庁的にも傍聴要領の改正を行っているところであり、他の傍聴要領等参考にしております。

ご質問等いかがでしょうか。

### 【島田会長】

ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご質問のある方は挙手していただければと思います。この会議は公的なものですので、このような形をとっていくことをご了承ください。

事務局からご説明がございましたが、市場運営審議会条例第8条及び同規則第7条の規定では、審議会の運営について必要な事項は、当審議会で定めることとなっております。この要領について、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

～異議なし～

ありがとうございます。では次回の審議会からこの要領を運用してまいります。

次に、議事(2)、「公設南部市場のあり方」に移ります。こちらにつきましては、昨年度よりこのメンバーで、将来の公設南部市場がどうあるべきか、具体的な課題を挙げ、議論してまいりました。

では、事務局から資料のご説明をお願いしたいと思います。

### 【事務局】

それでは、お手元の資料2をご覧ください。「公設南部市場のあり方」これまでの議論まとめについてご説明します。

はじめに本書は将来の南部市場について約2年間にわたり審議会で議論してきた内容や意見等をまとめておりました、約40ページほどの冊子となっております。

そのため、ひとつひとつご説明させていただくとお時間の都合もございませし、内容としてはこれまでの審議会議論のまとめになりますので、飛ばし飛ばし駆け足でご説明させていただきたいと思ひます。ご了承ください。

なお、行政が実施する市場事業は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を総務省より求められているため、本書の作成にあたっては、総務省「経営戦略策定ガイドライン」に基づき、議論してきた内容や意見等をまとめております。

では早速2ページをご覧ください。2ページでは審議会のこれまでの議論について掲載しております。

まず、令和2年度は、市場関係者とのヒアリングなどを参考に市場が抱える課題を整理し、「南部市場の現状分析報告書」を作成しました。審議会での主な意見として、

- ・南部市場の果たすべき機能を今一度検討することも必要。
- ・温度管理と物流拠点としての機能と商品化する加工機能が必要。などの意見が挙げられました。

令和3年度は3回開催し、第1回審議会では今後の南部市場のあり方・方向性として、運営方法と施設について議論していくことになりました。主な意見として、

- ・一般会計繰入金の用途が不明瞭、説明が必要。
- ・サプライチェーンとしての卸売市場の役割を考えるべき。などが挙げられました。

3ページに移りまして、第2回審議会では、「松戸市の市場会計の仕組み」や「現在の南部市場の流通状況」、「東京千住青果株の取り組み」、「いちご株の青果流通に対する考え」について議題として取り上げました。主な意見として、

- ・松戸市と県内公設市場の売上に対する経費の比較を知りたい。
- ・廃止した市場のその後の流通や民営化した市場の良くなった点について知りたい。
- ・審議会委員で施設の見学にいきたい。などが挙げられました。

第3回審議会では、第2回審議会における質問への回答に加え、今後の取扱高・市場会計の見通しや民営市場、全国の市場の動きを議題として取り上げました。

また、施設会社のいちごマルシェ様より耐震補強工事の進捗状況について説明がありました。主な意見として、

- ・民間活力を導入するのは良いアイデアと言える。
- ・活性化プランを明確に示し議論する必要がある。が挙げられ、また、いちごマルシェ様の意見として、
- ・耐震化したあと、寿命があるうちに次の形態について考えなければならない。などが挙げられました。

続きまして、4ページをご覧ください。令和4年度では、青果棟の耐震補強工事完了に伴う現地確認と「市場区域」と「公設区域」の区別などのため、委員全17名で南部市場の施設を見学しました。

また、審議会の意見において、賑わい部分についての意見も多く見受けられました。そこで、これまでいちごマルシェ様が市場区域内にて実施しているイベントや取り組み等についてプレゼンテーションをしていただき、南部市場全体の理解を深めました。

主な意見として、

- ・一般開放エリアの利便性が高まることを期待する。
- ・近隣の生産地、卸売市場、いちごマルシェ株式会社のサプライチェーンを作ることが重要。などが挙げられました。

5ページからは現状分析報告書でも取り上げさせていただいた卸売市場を取り巻く環境の変化について掲載しております。

近年、卸売市場を取り巻く環境は大きく変化しており、その主な要因として、人口減少などの社会構造の変化に伴う生鮮食料品等の消費量減少、そして食の外部化や加工食品の増加など消費者ニーズの変化が挙げられております。

また、令和2年6月に改正卸売市場法が施行されたことにより、様々な規制が緩和され、市場取引以外にも産地取引、ネット通販など食品流通の多様化から市場経由率の低下が進み、卸売市場の取扱高も年々減少しております。

このように、卸売市場にとって厳しい状況が続いていることから、卸売業者の経営不振や市の財政負担により公設市場の民営化や廃止も増加しております。

5ページから9ページまでの表やグラフにつきましては、現状分析報告書やこれまでの審議会資料にも掲載しておりますので、本日はお時間の都合上、割愛させていただきます。

続きまして、10ページをご覧ください。10ページからは、市場を取り巻く厳しい環境に対する全国の卸売市場の動きについて掲載しております。

まず、10ページでは、廃止・民営化事例を掲載しております。民間の資本・ノウハウを活用してサービス向上に繋がられた事例も見受けられます。

11ページでは再整備などの取り組み事例を掲載しております。市場区域を整理し、余剰地に商業施設等、民間活力を導入し再整備をする事例も見受けられます。

12ページをご覧ください。こちらでは青果流通業界の厳しい状況に対応するため、卸・仲卸業者等の資本提携事例について掲載しています。この統合や合併等の資本提携により、経営の安定や販路の拡大が期待されております。

次に13ページから26ページに掛け、南部市場の概要について掲載しております。

こちらにつきましても、市場概要やこれまでの審議会資料にも取り上げた内容になりますので、駆け足でご説明させていただきたいと思っております。

まず、13ページの(1)市場の開設と沿革についてですが、昭和47年に南部市場が開設され、平成13年に当審議会が設置されました。後程触れさせていただきますが、平成15年に審議会より民営化の具申がなされましたが、平成16年に旧施設会社が倒産、21年に水産部の廃止、29年に北部市場が廃止されたことなどから、現在まで民営化はなされておられません。令和2年には改正卸売市場法が施行され、令和3年から4年に掛けていちごマルシェ様により耐震補強工事をしていただきました。

次に14ページをご覧ください。真ん中より下の(3)南部市場の運営方法についてですが、先程島田会長よりご説明いただきましたとおり、市は図のオレンジ色部分の建物をいちごマルシェ様から借り、公設卸売市場として千葉県から認定を受け開設しております。

この公設区域と水産棟や食品棟を含めた全体が市場区域でして、建築基準法第51条但し書きに基づき南部市場の設定、建築が許可されており、増築等をする場合は都市計画審議会に諮る必要があるなど、様々な制限が掛けられております。

次に15ページ、(4)事業形態ですが、私共市の市場に関わる職員数として、一般職員が4人、会計年度職員が2人の合計6人となります。

次に16ページ、17ページをご覧ください。こちらでは、現在の経営状況について取り上げております。17ページは、これまでの審議会でもご説明させていただいている本市場会計の仕組みについて掲載しております。

繰り返しになりますが、使用料収入の全額をいちごマルシェ様へ支出しており、そ



れ以外の市場を運営していく上で必要な経費は一般会計繰入金から補填しております。

また、耐震工事などの施設補修や警備などの施設管理をいちごマルシェ様が負担しております。そのため、他市場のような企業債残高、いわゆる借金もございません。

一番下の表については、本市場会計の仕組みでして一般会計繰入金の用途になります。この一番下に合計欄がございまして、今まで6,000万円から7,000万円を繰り入れておりましたが、令和4年度には4,500万円まで減らすことができました。

これは市場業務の見直しによる人件費の削減や耐震工事に伴い、いちごマルシェ様との協議の結果による仲卸店舗数の適正化によりここまで減額することが出来ました。

続きまして18ページをご覧ください。18ページからは、南部市場の現状について掲載しております。

まず、はじめに卸売業者の取扱数量・金額の推移についてですが、数量、金額ともに減少が続き、平成12年度と令和3年度を比べると実績は半減しております。

主な要因として、全国の卸売市場と同様、消費者ニーズの変化や食品流通の多様化などによる市場経由率の低下が挙げられます。

19ページから21ページにつきましては、こちらでも現状分析報告書にて掲載しておりますので、お時間の都合上割愛させていただきます。

次に22ページをご覧ください。仲卸業者数と空き店舗補償額の推移についてご説明します。

緑色が仲卸業者数の推移で、水色が空き小間補償額の推移になります。このグラフのとおり、仲卸業者数は一時3社まで減少し、使用店舗数も5店舗となっております。

その結果、空き店舗に係る補償額は令和元年度実績で1,800万円に増加しており、その費用は一般会計繰入金によって補填しておりました。

しかしながら、今年の9月から全ての店舗が埋まり、空き小間補償額は0円になりました。この理由は3つございまして、1つ目が、令和2年度に耐震性に問題のない店舗へ1社が入場したこと、2つ目が、令和4年に耐震工事完了に伴い、いちごマルシェ様との協議の結果、使用小間数を22小間から11小間に縮小したこと、3つ目が、当審議会委員の芦田委員から、「市場活性化のために仲卸として入場したい」とのありがたい申し出を頂きまして、芦田委員が経営しております株式会社エムズフーズ様に令和4年9月から入場していただきました。

この3つのことから、令和4年9月以降全ての仲卸店舗が埋まり、空き小間補償額は0円となりました。

23ページでは仲卸業者仕入れ割合、24ページ25ページでは買受人について掲載しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

次に26ページをご覧ください。こちらは、令和3年度における南部市場の青果の流通状況についてですが、こちらでも以前の審議会において取り上げました内容になりますので簡単にご説明しますと、近年、流通形態の多様化などにより取扱高は減少し

ておりますが、一方で、東京外環自動車道の開通により、産地や取引先を結ぶ上で交通の便が向上するなど、アクセスの良さや広域の観点から「流通拠点」としての機能・役割を担っており、多くの企業・人が関わっていることがわかる図になります。

次に 27 ページでは、将来の南部市場の事業環境として取扱高の見通しについてご説明します。

市場法の改正や今後の社会情勢、流通の多様化、施設の老朽化等を勘案すると、現行のままでは、グラフのとおり取扱高は減少していくことが予想されます。

しかしながら、卸売業者による新規顧客の開発・販売力強化を図るなどの取り組みを行うことにより、10年後の減少幅の抑制を目指します。

下の図では、以前の審議会で東京千住青果様よりご説明いただいた取り組みなどについて掲載しております。

次に 28 ページをご覧ください。こちらでは、使用料収入の見通しについてご説明します。

本市場の使用料収入は3つございまして、一つ目の卸売場面積割使用料については、卸売場の面積に応じて徴収する使用料になるため、現状、変動の予定はございません。

二つ目の仲卸売場使用料について、耐震工事完了に伴い、エムズフーズ様に入場していただきましたので、年間約 530 万円増加する見通しとなります。

三つ目の売上高割使用料については前のページでご説明しましたとおり減少傾向にあります。

次に 29 ページでは施設の見通しについてご説明します。

当市場は開設から約 50 年経過しており、施設の老朽化により、耐震工事をしても長寿命化にはならない旨、当審議会にていちごマルシェ様より説明がありました。

今後も、これからの青果流通に対応した市場とするためにはどうあるべきか、引き続き市場関係者との協議や当審議会の審議を進めていきたいと考えております。

参考までに、当審議会における施設に関する主な意見や提案として、

- ・ 冷蔵庫などの施設整備による市場強化が必要。
- ・ 市場に期待されるのはセリ場機能よりも物流ネットワーク。
- ・ 市場と一体化したマーケットを作りたい。などが挙げられました。

次に (4) 組織の見通しについてですが、市場法改正に伴う業務の見直しを行い、会計年度任用職員を 4 人から 2 人に削減しました。今後も効率的な業務の推進を重要視し、適宜、業務の比較・検討・見直しを行っていきます。

次に 30 ページからは市場会計の見通しについてご説明します。

この見開きのページが今後の市場会計の見通しとなりまして、こちらを策定するに当たっての説明を 32 ページに掲載しております。しかし、この 32 ページの内容につきましては、前述しました民設公営市場や市場会計の仕組みになりますので割愛させていただきます。

33 ページでは今後検討予定の取組概要についてご説明します。

まず、①今後の投資についての考え方・検討状況ですが、当運営審議会において、将来の運営方法や施設整備の議論を開始し、本市場の民設公営市場という特殊事情を

踏まえつつ、「民営化」も検討事項のひとつとして、他市場の取り組みを調査・検討しています。

しかしながら、本市場は土地建物を民間事業者が所有していることから、施設整備だけではなく、「民営化」などの運営方法についても所有者の意向が重要になっております。

次に②今後の財源についての考え方・検討状況ですが、

令和4年度は市場業務の見直しによる人件費の削減、耐震補強工事に伴う仲卸店舗数の適正化により、繰入金額を約4,500万円まで減額することが出来ました。

しかしながら、引き続き経費削減に向け、検討していくものの、今後も年間4,000万円～5,000万円の市の財政負担（繰入金）が見込まれます。

次に34ページをご覧ください。こちらでは、公設南部市場の役割や機能などをご説明します。

本市場は、青果物の公正な取引の場として開設し、食の流通拠点として、地域経済の活性化に寄与している非常に重要な場所であり、市場利用者からの信用と安心感を得ていると考えています。公設南部市場の機能についてですが、集荷・分荷機能や受託拒否の原則禁止、災害時の物資集配拠点など、大きく分けて6つございます。

このような機能がある中、民営化については事業者ごとに意見が分かれておりました。それよりも、施設機能強化の必要性が共通して挙げられました。

次に、35ページからは平成15年の「民営化の具申」についてご説明します。

この民営化の具申については、以前の審議会においても取り上げておりますので、簡単にご説明したいと思います。

まず、具申に至る背景についてですが、平成15年当時においても取扱高の減少の他、真ん中の四角で囲まれている部分に記載しております、施設の機能不足や行政の財源不足等の理由により、当審議会において民営化の具申がなされました。

しかしながら、現在まで民営化されていない理由として、旧施設会社の倒産や北部市場の廃止など、南部市場を取り巻く環境が厳しく、具体的に計画として推進できる状況ではなかったことが挙げられます。

現在の状況としましては、平成15年当時と比較しても、取扱高は更に減少する等、市場環境は一層厳しくなっています。

また、改正卸売市場法では、大幅に規制が緩和され、更に中央卸売市場の開設者も民間事業者が可能となるなど、法律自体が行政主導から民間主導へとシフトしていることが見受けられます。

次に38ページをご覧ください。南部市場の目指すべき市場像についてご説明します。

本市では、松戸市総合計画の基本目標のひとつとして「雇用創出・経済活性化」を掲げており、そのために、「賑わいと市内外の流通を支える南部市場」を目指しております。

また、当市場の今後の方向性等について審議会の意見からイメージする将来の市場機能、役割について、以下の2点が考えられます。一つ目が南部市場の強みである立

地条件を生かし、冷蔵庫、加工・パッケージ、配送センターの整備など、物流ネットワークを強化した市場。

二つ目が地元産青果物の販売が促進されるなど、市民にも親しまれる賑わいのある市場です。

最後に 39 ページをご覧ください。今後の「公設南部市場のあり方」の推進についてご説明します。

長年の課題であった空き小間が解決するとともに、将来の市場会計や取扱高を見通したなかで、これからは、耐震化後の老朽化した施設を、具体的にどのような方法で機能強化を図り、持続可能な市場としていくかが課題として挙げられます。

そのためには、現在の卸売市場に求められるニーズを網羅し、かつ採算性や都市計画法、建築基準法等の関係法令を踏まえたプランニングの推進が優先され、それに伴い、効率的、効果的な整備、運営を実現するには、公設を継続すべきか、それとも民間主導にまかせるべきなのかの議論が求められることとなります。

これからの南部市場が時代に即した食品流通の拠点となり、先程申し上げました皆様から頂戴した意見からイメージする将来の市場像である物流ネットワークを強化した市場や市民にも親しまれる賑わいのある市場にするため、今後の市場運営審議会では、毎年の収支状況の乖離や整合性の検証、また将来に向けた進捗状況の確認、意見交換を行うなど、PDCA サイクルの概念を導入した体制を構築しながら、引き続き「公設南部市場のあり方」に取り組んで参ります。

以上で「公設南部市場のあり方」これまでの議論まとめについての説明を終わります。ありがとうございました。

### 【島田会長】

ありがとうございました。この資料を作るのはすごく大変だったと思います。それとこのように分析していただいて分かりやすく理解できまして、感謝しております。

この審議会が出来た 20 年前の少し後に民営化の具申書を作ったのですが、その時の責任者が私でした。こういったようなレポートを作り、申請したのですが、その後色々なことが起こり、現在までの状況となっております。

私が最初に会議に出た 20 年前、市が税金で市場に出している金額は 1 億円ぐらいありました。きっとそれを何とかしたいという気持ちで審議会を作ったのではないかと思います。

しかし、今日の発表で伺っていると、それが 4,500 万円まで減額したとのことでした。

人件費の減額については、会社でいったらリストラです。私は最初にそれをしなさいと言ったのですが、その時は白い目で見られたのですけれど、今回 4,500 万円にしたのは、人件費はもちろん、これまで、空き小間の負担が大変だったのですけれども、ここに芦田様が入ってくださったということで、全ての小間が埋まりました。

また、総務省から卸売市場に対して経営戦略の策定を 5・6 年くらい前から求められており、これは当たり前ですね。会社だったらとっくに倒産しています。それを何

とか維持ということになって、これからもっとここで、市場に関する人たちがもっと儲けてもらいたい。そういう場所を作りたい。そういう流れにようやくなってきたと感じております。それには市役所の方々は非常に努力をしてくださって、企業努力で言ったらリストラをしたり、業者を入れたり、もう一つ大きいことは、将来に向けて、いちごマルシェ様と腕を組んで前進するというスタイルを確立したことだと思っております。

いちごマルシェ様が耐震工事をしてくださったり、それからそれぞれの方々が前向きに動いている。それが今日までの市場を迎えられたことだと思っております。

皆様には感謝でいっぱいなのですが、ここで東京千住青果株式会社の松本委員に、現在、卸売業者様として取り組んでいただいていることについて、ご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### 【松本委員】

南部市場の東京千住青果の松本でございます。本日は本当にご苦労様です。

南部市場を支える千住青果として、今回非常にありがたかったのは、いちごマルシェ様の耐震工事が、ほぼほぼ終了ということで、私たち社員が安心して働ける場所を作っていただいたことです。

それともう一つが、仲卸店舗の空き小間が3店舗あった中で、エムズフーズ様の芦田社長が、この3店舗を埋めていただいて、活性化を図りなさいということで非常に今回ご協力いただき、南部市場の活性化に繋がったことです。

あともう一つは、本日も出席のベルクスの桜井常務様の方で、ベルクスが46店舗分、その配送にかけましてですね、当市場の中を利用していただいて、うちの青果物も買っていただけるといような内容もございまして、非常に前向きな姿勢で、これから南部市場の方も活性化、プラスアルファ金額も増やすといような形で、数字にはここ2、3ヶ月まだ出ていませんけど、今後に関しまして、前向きに活性化できるのではないかと、ということで、本日も出席のベルクスの桜井常務の方に、一言お願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

### 【桜井委員】

サンベルクスの桜井です。本日は所要により遅れてしまい、誠に申し訳ございませんでした。ご指名いただきましたので一言失礼致します。

東京千住青果様の松本様からもお話がありましたけれども、今までは、22店舗を南部市場で裁かせていただいておりますが、やはり東葛の売上の問題も抱えておりますので、拠点のある程度こっちにもってこようかということで、その代わり千住青果様、もっと集荷してくれということで、色々なところから荷物集めてくれ、ということで、今で言えば埼玉の里芋であったり、そこら辺の商品から集めようかということで、ご尽力いただきまして、当社も一応46店舗分、ここから中央配送ということでやらせていただくことになりました。

その中ではもう非常に売り場をちょっと変えていただいたりとか、色々皆様にご

迷惑をお掛けしたのですが、今のところ、今月入ってから始まったのですが、順調にっております。

これに基づいて、地場の野菜等を、千住青果様の方で集荷していただければ、自然と私の方も販売していくというスタイルで、松本様ともお話しております。

これをきっかけに、少しでも売り上げが上がるような形でいければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### 【島田会長】

お二方からの大変力強いお話をいただきまして、嬉しく思っております。他に、ご意見があれば伺いたいと思います。何かございましたら挙手してください。

～意見等なし～

ありがとうございます。

本日は、これまでの皆様の意見を整理させて頂きました。これからの南部市場について意見等がございましたら、事前に言っていただき、ここで協議していくということで、皆様たちとの信頼関係を築くことが、この会議の目的の一つでもありますので、今後もよろしくお願いいたします。

次に議事(3)、「耐震補強工事について」に入ります。

このテーマにつきましては、これまでの審議会の中で、いちごマルシェ様からご報告を頂いたところです。

また、今回は、皆様と一緒に南部市場の視察を行い、完了した工事の状況を実際に見てまいりました。

そこで本日も、市場運営審議会運営規則第3条の規定に基づき、いちごマルシェ社長、栗田様にご参加いただき、耐震工事につきまして、ご説明をお願いしております。

栗田様、よろしくお願いいたします。

### 【いちごマルシェ(株)栗田社長】

皆様、こんにちは。いちごマルシェの栗田でございます。それでは資料3に基づきまして、耐震補強に関して、ご報告させていただきます。

まず、最初のページは、青果棟の耐震補強の結果をまとめたものになります。

こちらは以前見学にも来ていただいておりますので、概要はご理解いただいているかと思いますが、左の写真のような耐震補強工事を実施しております。

少しわかりにくい構造図ですが、左上の図で示しておりますように、斜線部分で建物を切り離しまして、右側の継続してご使用いただく部分につきまして、今回耐震補強工事を行いました。

このように補強の範囲を絞る事によって、先ほどお話がありました、空き小間の解消ですとか、耐震補強工事の効率化を目指しました。

切り離れた左側については今後は使用しない前提です。

資料の右側が耐震性能の数値を示したものになりますけれども、耐震診断の基準となりますのは、IS 値と呼ばれるもので、これが補強前は基準値の 0.6 を下回っておりましたが、今回の耐震補強によって、0.7 から 0.8 後半を示しており、安全な状態になりました。

以上によって、青果棟の耐震補強は完了ということになります。

続きまして、もう 1 枚のページはセリ場の耐震診断の報告書になります。セリ場については、実は 3 期に渡って建設されておりまして、左半分が最初に建設され、それに続いて右側の 2 スパン、最後に一番右側の 1 スパンが増築される、というような形で建設されたものになっております。

第 2 期工事以降の図面については概ね揃っていたのですが、最初の第 1 期工事部分の図面は散逸しておりました。

上屋部分の構造については、第二期工事以降の図面と照らし合わせながら確認ができていたのですが、地中に埋まった基礎部分は確認ができず、正確な耐震診断ができない状況でした。

このため青果棟の耐震補強計画と並行してセリ場の一部の掘削調査を行い、地中の基礎の状況を確認いたしました。

その結果を反映して改めて耐震診断を行ったところ、このセリ場については、IS 値が 0.8 から 1 というような数値が確認されて、耐震補強の必要のない、安全な建物であることを確認いたしました。

これによって青果事務所棟、それから青果セリ場という、いわゆる公設部分の耐震補強についてはすべて完了ということで、ご報告させていただける状態になりました。

耐震診断、耐震補強についてはこういう形で完了したのですが、先ほどの報告書の中でもありましたように、この建物の老朽化はそれによって回復されるものではなく、耐用年数がほぼ終わりに近づいている、ということは変わっておりません。

これは公設部門以外の民設民営の部分についても同様ですが、テナント様が営業しながらの工事が難しいですとか、水を多用する場所では躯体の劣化が進んでいたりして、当面の耐震補強を行う事も難しい箇所もあります。

それに加えて、今までも議論がありましたように、昨今の食品流通ニーズに対応するための機能の不足も顕著になっていると認識しており、現施設の部分的な補強や改修などでは対応しきれず、公設民設も含めた施設全体の抜本的な更新を考えていかなければいけないような状況、必要に迫られているという認識を持っております。

当社はサステナブル。つまり街の持続可能性を高めることをビジョンにして事業を営んでおり、引き続き現在の卸売市場、及びその関連施設の基本的な機能を維持していく方針には変わりなく、その考え方を皆様とも松戸市様とも共有しております。

ただ、そのための建設、更新や維持管理のためのコストをどうやって賄っていくのか、また敷地に余裕の無い中で営業を続けながら施設を更新していくことができるのか、という課題があります。

我々としては、本審議会を通じまして、食の生産流通販売のプロの方、市民を代表

する方々、また有識者の皆様の意見を拝聴する機会とし、また我々の考えもご提示しながら、創意工夫をもって市場の更新を実現して、松戸市の発展に貢献していきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

### 【島田会長】

ありがとうございました。大変丁寧にご説明いただきまして、よくわかりました。ただいまの説明に関して、ご意見やご質問はございますか。

～質問なし～

実は施設会社様とこのように良い信頼関係で進められていくようになったのは、いちごマルシェ様がお入りくださった時からです。本当に膨大なお金を投じてくださって感謝しております。

卸売市場というところは食べ物を扱っているところですので、やはり綺麗なところというイメージが非常に大事で、綺麗なトイレを作っていたり、耐震補強工事にお金を投じていただきまして、益々これから私共も努力をして、コロナ禍のリバウンドで戻ってきておりますので、観光地としてこの場所をPRしたり、色々と協力していきたいと思っております。

引き続き松戸市との連携も力強くということで、いちごマルシェ様どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

本日の議題はこれで終了となりますが、今後の審議会運営に向けて、何かご意見、ご提案はございますか。

### 【矢野委員】

本来、資料2の「市場あり方」のところで申し上げればよかったのですが、私は物流専門でして、様々な農産物流通を研究しております。

この資料2の20ページのなかで、物流のことに詳しい方ですとご存知かと思いますが、ドライバーの時間外労働の上限規制が、2024年4月からかかるという状況があります。

そうすると長距離輸送が非常に難しくなる、或いは、コストが上がる、こういう問題を抱えています。長距離輸送とは大抵500km以上ですが、重量ベースでいくと、東京都の中央卸売市場の大体4割が当てはまります。

それから関西ですと、私が調べた限りでは、和歌山市の卸売市場が500km以上は62.3%と一番多いです。そうなりますと、500km輸送は、非常に長距離走に当然頼らなければいけないので輸送が非常に困難ということになります。

そういう意味だと、この数字はあくまでも金額ベースで距離などには分かれていないのですが、一番物流的に問題になるのは250km以内です。250km以内で、どれだけ入荷できるか、そこで揃えられるか、この辺がとても重要なものになる。これ



は松戸だけではなくて、全国の市場にとっても重要なことになります。

実は 250 km以内のものをいかに集めるか、どうやってうまく集めてくるか、その物流ネットワークをいかに作っていくかが今後の市場のあり方として大切です。

ただ、地産地消は良いことですが、自分たちの、例えば松戸市内、千葉県内だと集められる農産物はすごく限られていますから、やはりある程度は、広域にやっていかなければならないと思います。

いわゆる地域の中での地産地消というものと、もう一つ、地方ごとの範囲でどれくらい集められるか、例えば、千葉県松戸市産と隣の茨城県産のもの、或いは、群馬、栃木などの範囲、少し広域に集めてくることによって、いかに率を高められるか、逆に言うとほかのところはどうしても遠くから、集めなければいけないということに対して、松戸は地域的に、道路の環境など、とても良い場所になっている。そこをうまく生かして、先ほどの東京千住青果様が色々と集めてくださるということでしたが、もう少し広域に、だけど広域とは、250 kmくらいの範囲で、それぐらいから色々なものを集めてきて、小売りに提供する、こういうことが、重要です。

それから同時に、例えば今までの、千葉県茨城県で採れたものは、大抵大田市場にいつてしまう。一旦大田市場に行ってからここに戻ってきて並ぶと、4、5日かかっている。逆に言えば、そこをうまく作れば、非常に新鮮なものを食べられるということも含め、いかにそのネットワークを作るかというところをやっていただければ良いのではないかと思います。ネットワークづくりをぜひやっていただきたいと思います。

#### 【島田会長】

大変貴重なお話をありがとうございます。千住青果様や皆様の参考になればありがたいと思いますし、私共に出来ることがあれば何なりと言っていただければと思います。

その専門分野である小林先生からも何かあればお願いいたします。

#### 【小林副会長】

今伺った内容について、非常にもっともなご指摘であると思います。これまでの経緯として、転送には転送の効率性がおそらくあって行われていると思われるので、そこで、おっしゃるようなネットワーク、これまでにないものを作っていく。矢野先生はそういう意味で仰っていたと思います。まったくそのとおりだと思います。

#### 【島田会長】

あと、もう一つ目が離せないのが、日本の経済が停滞しておりまして、30年近く可処分所得が増えてない、給料が増えていないという状況の中で、やはり消費者も生産者も大変だと思います。

そういう中で、美味しくて新鮮なものを家庭に送る、お店に送る、大変重要なお

仕事を皆様担ってくださっていると思っています。

まだ、コロナが続いておりますが、コロナに負けないで、益々皆様が発展していただき、それから私共審議会が色々な形で、松戸市に貢献していきたいと思っております。

本日はお忙しいところお時間をとっていただき、ありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

**【片桐課長】**

島田会長、小林副会長、ありがとうございました。

また、ご説明いただきましたいちごマルシェ栗田社長には感謝申し上げます。

今後とも、皆様方の忌憚のないご意見とご協力を賜りながら、卸売市場業務の運営に努めて参ります。

本日はありがとうございました。

**【事務局】**

本日の議事はこれで終了となりますが、1点、事務連絡がございます。

本日の会議録については事務局にて作成をいたします。作成した会議録につきましては、会長、副会長にご確認いただいたのち、皆様に配付するとともに、松戸市情報公開条例に基づき、ホームページ等でも公開する予定です。

以上をもちまして第2回市場運営審議会は終了となります。

本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。

－ 閉 会 －